侵寇及ひ被虜人と

売る。余、舟中を見るに、一僧跪きて食を乞う。余、食一倭あり、小舟に乗り魚を捉う。我が船を見て来り魚を唐人

僧曰く、「吾れ来りて転売せられ、此の人に随うこと二う、「汝此の島に来居す。居する所の地名は何ぞ」と。清然として泣下る。倭曰く、「米を給わらば則ち吾れまさに此の僧を売るべし。官人買うや否や」と。余、僧に問に此の僧を売るべし。官人買うや否や」と。余、僧に問いて此の僧を売るべし。官人買うや否や」と。清にいる。とのは、「我れ是れ江南台州の小を給してこれに問う。僧言う、「我れ是れ江南台州の小を給してこれに問う。僧言う、「我れ是れ江南台州の小を給してこれに問う。僧言う、「我れ是れ江南台州の小を給してこれに問う。僧言う、「我れ是れ江南台州の小

年なり。

此の如く海に浮かびて居する故、地名を知らざ

るなり」と

川越泰博

復した宋希璟が、対馬島西泊に到着後見たという光景を記した有明永楽十八年)、日本への使節として漠城(ソウル)・京都間を往右の記事は、一四二〇年(日本応永二十七年・朝鮮世宗二年・を売るべしと

る老賊は頭を回らして語る 米を給わらば吾れまさに此の人被虜の唐僧舟底に跪き 哀々と食を乞い艱辛を訴う 筌を執

名な一節である。

一四一九年(日本応永二十六年・朝鮮世宗元年・明永楽十七年)、

文臣宋希璟を日本回礼使として無涯らの帰国に同行させた。希璟った。翌一四二○年、朝鮮は要求通り大蔵経を与えるとともに、大蔵経求請に託して、無涯亮倪・平方吉久を使者として朝鮮に送大蔵経求請に託して、無涯亮倪・平方吉久を使者として朝鮮に送け、就経では正文東征と呼んでいる事件が発生し日本では応永外寇、朝鮮では己亥東征と呼んでいる事件が発生し

ように思われる。

当時の日本社会の実情を詳細に記した貴重な史料として評価が高 をまとめて一書としたものが『老松堂日本行録』であり、本書は、 月二十五日ソウルに帰着した。この間九カ月余りの見聞や行動を 月十六日将軍足利義持に謁見した後、同二十七日京都をたち、十 五言や七言の漢詩と散文の序という形式で記録し、 は閩正月十五日にソウルを出発し、四月二十一日京都に到着、 復命後これら 六

ない史料として貴重視されている。この史料は、従来このように あるということであり、 されて以来、被虜人について触れる場合、常に紹介されるもので 関する部分は、秋山謙蔵氏が昭和八年に発表された「謡曲『唐船』 中雜詠五首」の中の「唐人」という項であるが、この被虜唐僧に 捕えられ、売買されたかということの実態を示す、きわめて数少 と「倭寇」」(『市村博士古稀記念東洋史論叢』 富山房)の中で紹介 さて、 右の記事は、この『老松堂日本行録』の一節である「舟

ような経歴の人であったのか、 来たのであって、当該被虜唐僧が倭寇に捕らえられる以前はどの 捕虜になった後の被虜人の存在形態を知る史料として利用されて 捕虜になったのか、 などの点には殆ど関心が寄せられていない あるいはいかなる状況の下で倭寇

> と思う。 史的状況を踏まえつつ、当該被虜唐僧の素性・経歴・倭寇の捕虜 関連性などについて、やや踏み込んだ考察を少しく試みてみたい となった経緯、ならびにこの被虜唐僧の事例と他の被虜事例との ささいな事柄であるかもしれないが、当時の倭寇をめぐる明の歴 そこで、以下においては、日明関係史上からみれば、 きわめて

- 1 本一』(岩波文庫、一九八七年)四〇頁 宋希璟著・村井章介校注『老松堂日本行録―朝鮮使節の見た中世日
- 松堂日本行録」」(『日本歴史』第一七三号、一九六三年)、 堂日本行録」(井上本)の景印によせて」(『朝鮮学報』第四五号、一 九六七年)。 村井氏、前掲書、解説二九一頁。中村栄孝「「月峯海上録」と「老 同「岩松

2

3 九号、一九九一年)一三頁 関周一「倭寇による被虜人の性格をめぐって」(『日本歴史』第五一

0 本歴史』第五一九号)である。 表された、関周一氏の「倭寇による被虜人の性格をめぐって」(『日 右の記事に言及された最も新しい研究は、一九九一年八月に発 節を引用して説明を加えられた後 関氏は、 『老松堂日本行録』の右

右の史料から、 ①中国江南台州の人が、被虜人になり、転売されている。② 被虜人について特に次の三点が注目されよう。

(427)97

する漁師は、①海に浮かんで生活する者であり、②米との交になる際、髪を削られ、僧体になっている。そして彼を使役彼は、漁師(海民)に捕われ、使役されている。③彼は、奴

換で彼を売ろうとしていたのである。(一四頁)

し得るかというと、これにはやや異議がある。
③の通りであろうが、被房人の前歴にかかわる①の部分も、同調宋希璟が被房人にあった当時での有り様は、関氏の指摘された②と述べ、被房人のアウトラインをかなり絞り込まれたのである。

と思われるが、決してそのように解釈することはできないのであるが、右の史料をもって、このように解釈することが正鵠をうるものであるかどうかが、実は、問題なのである。なるほど、「我ものであるかどうかが、実は、問題なのである。なるほど、「我ものであるかどうかが、実は、問題なのである。なるほど、「我ものであるかどうかが、実は、問題なのである。なるほど、「我も別小旗。」とある。とすれば、台州の人=台州の出身者であると断定することに問題は全くないのではないか、との意見が多いと思われるが、決してそのように解釈することはできないのであと思われるが、決してそのように解釈することはできないのであと思われるが、決してそのように解釈することはできないのであと思われるが、決してそのように解釈することはできないのであと思われるが、決してそのように解釈することはできないのであと思われるが、決してそのように解釈することはできないのであと思われるが、決してそのように解釈することはできないのであ

は中国江南台州の小旗であるが、二年前(一四一八年)に被希琛は、食糧を与え、僧の境遇について尋ねた。僧は、自分

る。

関氏は、

被虜唐人の身の上にかかわる部分について

勝えないので、自分を連れていってくれ、と答え、涙を流し虜人となり、ここに来て、髪を削られて奴となった。辛苦に

た。(一四頁)

理解されたのであろうか。関氏の理解は、右に引用した部分からは窺い知ることができないが、この小旗を正しく理解するならば、 江南台州の人というふうに断定することは出来ないはずである。 それでは、この小旗について、従来はどのように考えられているのであろうか。それを知る上で最も適切な手掛かりとなるのは、 るのであろうか。それを知る上で最も適切な手掛かりとなるのは、 音介氏の文字通りの労作『老松堂日本行録―朝鮮使節の見た中世 日本―』(岩波文庫、一九八七年)であろう。「舟中雑詠五首」の中の「唐人」は、村井氏の区分に従えば、校注書の第三六節になるが、「唐人」の項で氏が付せられた注は、「台州」・「小旗」・「清 然」の三ヶ所である。今煩を厭わず、それらを引用すると、つぎ のごとくである。

潸然――涙のさめざめと流れるさま。小旗――未詳。

台州

-現在の浙江省臨海市。

同省南部の主要港のひとつ。

唐人」の項の、以上のような注の中で、被虜唐人の来歴を知

村井氏は未詳とされている。この一節は、先にも述べたように、 れる史料であるということであるから、村井氏の未詳とされた、 この「小旗」という用語については、秋山氏の論稿「謡曲『唐船』 氏の校注でも、未詳ということになったものと思われる。実際、 この記事を初めて紹介されたという秋山氏の論稿「謡曲『唐船』 と「倭窓」」のなかでは、この「小旗」についての注釈・説明の類

るうえで最も重要なキーワードとなるものと思われる「小旗」を、

① 『老松堂日本行録』の該当箇所前後を引用するのに当たって、秋山① 『老松堂日本行録』の該当箇所前後を引用するのに当たって、秋山と「倭寇」」、六二頁。傍点は引用者付。)

Ξ

なしとげ、全中国の新たな支配者となった明の太祖洪武帝は、そのひとつである。一介の布衣から身をおこし、ついに天下統一をそれでは、小旗とは何か。これは、明代軍制上におけるポスト

の五分の一の兵十人を率いていたのである。 小旗、つまり五十人の兵を率いていたのであるから、一小旗はそ 事があり、正千戸の下には副千戸があり、百戸の下には試百戸 状況にある衛所において、その統括には、衛は指揮使、千戸所は 衛等十二衛、京衛は三十五衛であったということであるから、 ① 数は、 は、このような衛所制度の中に見られるものであるが、 あり、さらにその下に総旗がおり、 である。さらに細かく言えば、指揮使の下には指揮同知・指揮愈 正千戸、百戸所は百戸があたり、それぞれ配下の軍兵を統べたの の残りはすべて外衛であったということになる。このような配置 外衛とを含めたものであるが、その内訳を見ると、 衛は三二九、守禦千戸所は六五設置された。ここにみえる衛の総 と異なる衛所も多々見られたが、ともかく、明代初期には全国に 衛を組織するというのが基本的原則であった。しかし、その原則 を十あつめて千戸所(一一二〇軍)を形成し、五つの千戸所で一 衛所制度は、百戸所(一一二軍)を基礎単位として、その百戸所 なすものとして創設したのが衛所制度であった。 の三十一年に亙る治世の間に様々な制度を確立し、王朝盤石の土 台を築いたのであるが、それら諸制度の中で、軍事制度の基幹を 京師に置かれた親軍衛・京衛と地方に設置されたいわゆる 小旗がいたのである。 周知のように、 親軍衛は錦衣 総旗は五 小旗と そ

退休後の経済的保障制度ともいうべき優養制などの恩恵に預かれ小旗ならびに単なる軍兵は官品も有せず、世襲者のいない場合の 下は従六品の百戸までであって、したがって、これら以外の総旗 だけであった。つまり、上は正三品の官品を有する指揮使から、 なく、かといって衛所軍そのものでもないという、言わば衛所官 なかったのである。このように、小旗という身分は、衛所官では かし衛所制度にあっては、衛所官と呼べるのは官品を有するもの

小旗は、このように全くの一兵卒という訳ではなかったが、し

って、

と衛所軍との中間に位置するのであった。

回礼使宋希璟が対馬島西泊に到着後見たという被虜唐僧は、

倭

う。

戸は兵部、 その戸籍が軍・民・匠・竈などに大別されていたことである。 あり得なかった。明代の戸籍制度の最大の特徴は、職業によって、 ストにありながら、どこの衛所にも所属していないということは た台州衛のことであると考えなければならない。軍人としてのポ 実は小旗としての地位にあった被虜唐僧が軍人として所属してい 州というのは、行政区画としての浙江の台州府をさすのではなく である。このようにかれが以前に就いていたポストが解れば、 寇に拉致されるまではこのようなポストにあった軍人であったの その統括機関によってそれぞれ統治されたのである。したが 民戸は州県、 匠戸は工部、竈戸は塩課司の各管轄に属 軍. 台

> 嫡男・庶長子の順になるが③ その親族のだれか――優先順位から言えば、嫡長男・嫡長孫→次 当該被虜唐僧が倭寇につれ去られて行方不明になったあとも当然 うに衛所官・衛所軍とも、 祖父や父から世襲したものであったのであり、それが永楽当時に で続いた訳であり、被虜唐僧が以前に就いていた小旗のポストも おいては、台州衛の小旗として配属されていたのである。このよ 明の初期に軍戸にいれられた家は、代々軍戸として明末ま 世襲で継承されていくものであるから ――が、後を継ぎ小旗になったであろ

類別すると、右に述べた【Ⅰ】従軍・従征、 軍にとっての、もともとの本貫地であることは稀である。つまり、 れたものたちであった。明初に軍戸という籍に入れられた過程を いた兵力であった。多くはかれの故郷の濠州とその周辺で集めら あるいは『従征』と称せられる、朱元璋の起兵時から付き従って 力を伸張し始めたとき、その最も基本兵力になったのは、『従軍』 元璋、すなわち即位以前の洪武帝が、元末の群雄割拠の時代に勢 た台州府そのものであるということは、極めて稀なのである。 台州衛に所属する衛所官軍の出身地が、同じく台州衛の設置され 衛所官・衛所軍が配属された衛所所在の府 の外には、【Ⅱ】帰 ・ 州が、 当該衛所官 朱

付 (元末明初、朱元璋軍によって刹平された群雄および元の降軍)、

ることは甚だ難しいのである。 州衛の所属ではあるけれども**、**

台州府の出身者であったと断言す

全土に分散設置した衛所に再配置したのである。 の発集によるものなどを包含しつつ、拡大膨張して行くわけであの発集によるものなどを包含しつつ、拡大膨張して行くわけであるが、明朝成立後は、天下統一に寄与したこれらの軍兵を、中国の発軍を核として、 その兵力に【■】の帰付によるもの、【≥】

うか。

1

【三】謫発

(犯罪によって軍に落とされたもの)、【Ⅳ】聚集(民

については解らないが、右の諸方法のいずれで軍戸に入れられた経緯については解らないが、右の諸方法のいずれで軍戸に入ったとしても、その後も人事異動ともいうべき衛所官軍の移衛は恒常的であったし、甥である第二代皇帝の建文帝とのまる三年に亙る血であったし、甥である第二代皇帝の建文帝とのまる三年に亙る血であべきその再編成という、大きな目論みの中で、積極的かつ意図的に人的な面での大掛かりな全国的規模での配置転換を実行したのである。そのような経緯があったので、当該衛所に、その地元たる府や州を本貫地とするものが所属するという例は、もしあったる府や州を本貫地とするものが所属するという例は、もしあったる府や州を本貫地とするものが所属するという例は、もしあったとしても極めて稀なケースでしかなかったのである。衛所制度たとしても極めて稀なケースでしかなかったのである。衛所制度たとしても極めて稀なケースでしかなかったのである。衛所制度たとしても極めて稀なケースでしかなかったのである。衛所制度に入れられた経緯

すれば、かれはどのような状況下で倭寇の捕虜になったのであろ以上のごとく、被虜唐僧が、もともと台州衛の小旗であったと

- 四一年)二一十二二頁。四一年)二十十二二頁。一九四一年)二一十二二頁。
- たので参照されたい。 大学文学部紀要』史学科第三六号、一九九一年)でやや詳しく考察し大学文学部紀要』史学科第三六号、一九九一年)でやや詳しく考察しては、拙稿「明代優養制の研究―衛所官研究の一節として―」(『中央たので参照されたい。
- 『明史』巻九十一、兵志二、衛所。
- 第三○号、一九八五年)を参照。 我衙の具体的状況については、拙稿「明代衞所官の来衛形態について―西安左衛の場合―」(『中央大学文学部紀要』史学科衛形態について―西安左衛の場合―」(『アジア諸民族における社会と文化―岡本敬二て―玉林衛の場合―」(『アジア諸民族における社会と文化―岡本敬二の一部衙の具体的状況については、拙稿「明代衞所官の来衞形態につい

74

(守城・巡回に従事)、【2】屯軍(軍屯の耕作に従事)、【3】運た外衛であるが、この外衛をその機能面からみると、【1】戍軍衛所の中で圧倒的多数を占めたのは、中国全土に分散設置され

軍(漕運に従事)、【4】班軍(京師に交替で上って勤務する番上、 辺境に交替で勤務する番戍)などがあった。外衛の機能は、基本 的には、以上の四機能の組み合わせからなっていたのであるが、 概括的に見ると、衛所の支配的な機能形態は、【1】守城・屯田、 であったと言えるのである。勿論、守備活動は一律であった訳で はなく、その衛所の設置された立地条件によって、辺防を主体と するもの、海防を主体とするもの、単に捕盗を主体とするものな するもの、海防を主体とするもの、単に捕盗を主体とするものな

本いであろう。元朝末期から顕著になる海賊・倭寇及び海島に拠ら州衛の設置された台州は、浙江省の東部沿海にあり、東は東海に臨み、地区内には天台・括蒼山など名山があり、中部を貫流する霊江は台州湾に注ぎ、海岸線は曲折に富み、玉環島をはじめ大の島が多いという地理的環境を有していたのである。台州衛は、以上のような立地の場所に設置されたのであるから、これは海防以上のような立地の場所に設置されたのであるから、これは海防以上のような立地の場所に設置されたのであるから、これは海は、本制に組み込まれた沿海衛のひとつであったと考えてもおかしくないであろう。元朝末期から顕著になる海賊・倭寇及び海島に拠ないであろう。元朝末期から顕著になる海賊・倭寇及び海島に拠ないであろう。元朝末期から顕著になる海賊・倭寇及び海島に拠ないであろう。元朝末期から顕著になる海賊・倭寇及び海島に拠れていたが、台州衛は、

ど様々であった。

ない性格を有していたのである。③

置されたのであり、海防体制は、

沿海衛の存在なしには存立し得

海衛を中心として、そしてその周辺にさまざまな種類の機関が列といて、これらの機関にはいずれも衛所から軍兵が派遣されて機能は、編成・組織上の秩序関係は勿論、相互的な軍兵の調撥関係もなく、これらの機関にはいずれも衛所から軍兵が派遣されて機能したのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿んのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿したのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿したのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿したのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿したのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿したのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿したのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿したのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿したのである。以上のように、海防にかかわる諸軍事機関は、沿地が機関が列

定海衛、観海衛、臨山衛、紹興衛、直隷都司、海寧衛」と、十二は、海防体制の一翼を担う沿海衛として設置されたと見なしてもは、海防体制の一翼を担う沿海衛として設置されたと見なしてもお官の『籌海図編』には、肝心なこの台州衛の名が見えないので若官の『籌海図編』には、肝心なこの台州衛の名が見えないのである。浙江に設置された沿海衛については、本書の巻五、浙江兵ある。浙江に設置された地域の立地条件を勘案すれば、この台州衛台州衛が設置された地域の立地条件を勘案すれば、この台州衛

軍都督府に従属した機関であって、自ら固有の軍兵を保有し、 うである。 の軍兵を率いて出動するということは全くありえなかったのであ はそぐわないし、 なのは直隷都司である。そもそも、 厳密な批判を要し、また若干脱漏のため追加すべきものもあるよ て検討したことがあるが、本書に取り上げられた諸衛については、 けではない。 せないのである。 に上る衛の名がみえるが、 『籌海図編』のこれら沿海衛に関する記事には全く問題がないわ それでは、なぜ『籌海図編』においては、 右に掲げた浙江設置の諸衛に関して言えば、まず不要 かつて、筆者は、 都司(都指揮司)も下は衛所を統括し、上は五 しかし、 今問題にしている台州衛の名は見いだ 浙江に設置された沿海衛のみならず、 本書の沿海衛に関する記事に関し 浙江において、直隷なる名称 浙江にかかる直隷 7

列的に書かれている。 とあって、「直隷都司者」は、「沿海の特に備倭を設けし者」と並 名 浙江都指揮使司、 三年都指揮使徐司馬即其地、 ……凡衛皆設経歷司鎮撫司左右中前後千戸所、 同じく巻十三、 在布政司西、 建杭州衛都指揮使司、 元時為行宣政院、 建置志、 第二之一にも 明與、 其所之直 八年改今 洪武

うか。『嘉靖浙江通志』巻五十七、経武志、第九之一によると、

沿海特設備倭者曰、

:...

直隸都司者曰……

都司なる名称の機関が設置されていたことになっているのであろ

守禦千戸所、曰跋州守禦千戸所、曰金華守禦千戸所、曰獨州隷郡司者六、曰海寧守禦千戸所、曰嘉興守禦千戸所、曰湖州

守禦千戸所

戸所のうちで、浙江都司に直接隷属したのが、右に引用した『浙⑥ は否定しがたい。 ® ある著名な地理学者であるが、『籌海図編』 若曾が『籌海図編』の中に誤って入れたのは、 機関の名称と見ることはできないのである。 ಠ್ಠ 江通志』にみえる海寧守禦千戸所以下の六千戸所であったのであ 中のひとつを指すのであり、浙江に設置された総計三八の守禦千 いま問題にしている「直隷都司」とは、それら三様の従属形態の 接隷属する、【3】直接五軍都督府に隷属する、 上部機関への従属形態には、【1】衛に隷属する、【2】都司に直 論』・『海運全図』『万里海防』『黄河全図』『黄河議』 として知られる前記の『籌海図編』のほか、『江南経略』・『海防図 圧に功績のあった浙直総督胡宗憲の幕下で、 読した結果ではないかと思う。鄭若曾は、 るものは六」と読むべきであることは明白である。 とあるが、 したがって、「直隷都司」を、 肝心の傍線を付した部分は、 浙江に設置された固有の軍事 「それ所の都司に直隷す 明の嘉靖年間、 に所々不備があるの 倭寇に対する海防書 にもかかわらず、 依拠した資料を誤 の三様があった。 守禦千戸所の などの著が

防機能を有する沿海衛であったことを示す史料としては、例えばについては、本稿に直接関係がないのでふれないが、台州衛が海波衛・杭州右衛と台州衛の三衛が指摘できる。寧波衛と杭州右衛さて、それでは脱漏のために追加すべき沿海衛はというと、寧

女四人。台州衛兵、出海捕倭、獲倭夷七十四人・船二艘、追還被掠男台州衛兵、出海捕倭、獲倭夷七十四人・船二艘、追還被掠男『太祖実録』洪武六年七月丙寅の条に、

造防倭海船。 命靖寧侯葉昇、巡行温・台・福・興・漳・泉・潮州等衛、督とあるのや、あるいは、同じく洪武八年四月丙申の条に、

とあるのを引用すれば、十分であろう。

一個を編成し、その規模は、軍船五十艘・軍兵五千人を標準とし――や勲臣をもって充てられた。巡航出海軍は、各省でそれぞれされた五軍都督府の高級幹部――都督・都督同知・都督僉事など巡航活動の作戦を指揮する総兵官・副総兵官には、中央から派遣

たのである。一方、戦守活動とは、侵入せる諸勢力に対する不時

ような状況のもとであったかを考えてみると、大体つぎのようなとうな状況のもとであった被虜唐僧が、倭寇の捕虜となったのは、どの告州衛小旗であった被虜唐僧が、倭寇の捕虜となったのは、どのちの防衛活動であり、このときには、侵入の勢力の規模に応じて、の防衛活動であり、このときには、侵入の勢力の規模に応じて、の防衛活動であり、このときには、侵入の勢力の規模に応じて、の防衛活動であり、このときには、侵入の勢力の規模に応じて、の防衛活動であり、このときには、侵入の勢力の規模に応じて、の防衛活動であり、このときには、侵入の勢力の規模に応じて、の防衛活動であり、このときには、侵入の勢力の規模に応じて、の防衛活動であり、このと言いは、

戒や瞭望などの海防活動に従事していた。 【1】水寨などの小規模な軍事機関に派遣されて、そこで哨 ケースが推測される。そのとき

【3】倭寇侵入という緊急事態が発生し、その防衛のためにた。

この三つのどのケースにも可能性がある。というのは、件の被

出軍した。

汛)と九・十月(小汛)の二期に行われたのである。このような

るよう、

建・山東・広東・遼東の各都司の広範囲に亙って防備を厳重にす

皇帝の命令が発せられたのである。つまり、金山衛とそ

倭寇の沿海攻略のパターンは、

一カ所集中主義ではないから、

褔

(日本応永二十五年・朝鮮太宗十八年・明永楽十六年)のことで、(日本応永二十五年・朝鮮太宗十八年・明永楽十六年)のとも言うあるが、この年には、直近の数年の間においては最大のとも言うとしての行動様式は、一様に右に上げた【1】【2】【3】のいずれかに該当したと思われる。それでは、件の被廣唐僧は、そのどれかに該当したと思われる。それでは、件の被廣唐僧は、そのどれかに該当したと思われる。それでは、件の被廣唐僧は、そのどれかに該当したと思われる。

四一八年

実録』永楽十六年五月癸丑の条に、さて、この年に起きた大規模な倭寇の侵入については、『太宗

軽出戦、有機可乗、亦不可失、務出万全、又勅福建・山東・指揮谷祥・張翥、令以兵策応、又令各衛所固守城池、賊至勿金山衛奏、有倭舡百艘賊七千余人、攻城刼掠。勅海道捕倭都

れは金山衛だけが攻略され、損害を被ったということではない。を北京の朝廷に報告してきたのは、南直隷の金山衛であるが、こを北京の朝廷に報告してきたのは、南直隷の金山衛であるが、ことあり、七千余の倭寇が刧掠しに来たというのである。このこととあり、土千余の倭寇が刧掠しに来たということではない。

い打撃を与えたのであった。

遼東の望海堝で、三十余艘の倭寇船団に対して殆ど壊滅に近

であり、そのため、広範囲に亙る警戒態勢の敷設を命じたのであして、さらに攻撃掠奪をほしいままにすることは必定であったのの周辺を侵略した倭寇は、必ず矛先を転じて北上、あるいは南下

った。同じく、丙辰の条には、

勅山東都司調馬歩兵官軍八千人、令都督指揮衛青・李凱、

統

こ対して、体胀なら毎カニは褐系りな、はずり八千人の馬歩草のとあって、五月における倭寇の侵入に対する策を講じ、山東都司と縁海駒捕倭寇、有功者奏聞陸賞、退避者即斬以徇。

極的に沿海の海防施設の整備と態勢の立て直しに尽力し、翌年六年、東の観点から言えば、このとき登場した遼東総兵官劉江は、積入の規模がいかに大きかったかを物語るものである。明の海防政人の規模がいかに大きかったかを物語るものである。明の海防政は対して、本来なら海防とは関係のないはずの八千人の馬歩軍のに対して、本来なら海防とは関係のないはずの八千人の馬歩軍の

倭窓の侵入からわずか二年半後の永楽十九年正月のことである。揮の谷祥は、罪を被って獄に下され、結局獄死したのであった。おける倭窓の侵入に際して、その防衛を命ぜられた海道捕倭都指おける倭窓の侵入に際して、その防衛を命ぜられた海道捕倭都指の谷祥の、罪を被して、明軍はそのような嚇嚇たる大勝利をうるが、

にし、部属を培剋し、指揮梁海を杖死せしむ」(『太宗実録』永楽 はなかろうか。というのは、同じく永楽十九年正月戊子の条によ の理由で、実際は倭寇に対する防衛の失敗の責任を問われたので 十九年正月丁卯の条)とされているが、それはあくまでも表向き その直接の罪状は、「祥、倭寇を備禦するに、 貪虐をほしいまま

兵部言、広東都指揮李端、捕倭失機、已就逮。上命選能幹官、

往率衆備倭

れば、

捕されているからである。 とあり、広東都指揮の李端が倭寇防衛の失敗の責任を問われて逮

下に備えるために福建・山東・広東・遼東の各都司には厳戒態勢 うに広東から遼東に及ぶ広い範囲に亙っての厳戒態勢を敷いたも 谷祥と張蓊に、この両地域に対する防衛の責任を命ずるとともに、 対して、倭寇が最初に襲撃の対象としたからであろう。永楽帝は、 されていないが、それはなぜであろうか。それは、この両地域に の命令がでたのである。ところが、肝心の南直隷や浙江に勅が下 の倭寇侵入は、大掛かりなものであった。倭寇の北上あるいは南 のと思われる。とすれば、このとき、浙江の台州衛が、倭寇の襲 この両地域からさらに他の地域に倭寇侵略の被害が拡大しないよ いずれにせよ、一四一八年(日本応永二十五年・明永楽十六年)

> て何の人的被害も出ず、無傷で済んだとも考えがたく、やはりそ 自然ではなかろうか。そしてまた、台州衛の軍兵だけは全くもっ 上記の【1】【2】【3】のような関わり方をしていたとするのが 撃やそれに対する防衛に全く無関係であったとは到底考えがたく、 ような混乱の状況下において、倭寇に拉致された捕虜のうちの一 となって対馬にいて宋希璟がみたという被虜唐僧は、 れなりの犠牲を強いられたであろう。以上、筆者は、倭寇の捕虜 右に述べた

一九七七年)。 拙稿「明代班軍番上考」(『中央大学文学部紀要』史学科第二二号、

1

人であったのではないかと推測するのである。

- 2 『現代中国地名辞典』(学習研究社、一九八一年)三一六頁
- 3 九七二年)。 拙稿「明代海防体制の運営構造」(『史学雑誌』第八一編第六号、一
- 4 創刊号、一九七二年)参照 拙稿『明代海防体制の形成について』(『中央大学大学院研究年報』
- (5) 拙稿「明代海防体制の運営構造」(前掲)。
- 拙稿「明代海防体制の形成について」(前掲)一七四頁
- 富山房、一九三八年)、田中健夫「籌海図編の成立」(『日本歴史』第 版会、一九五七年に再録)などがある。 五七号、一九五三年、のち同氏『中世海外交渉史の研究』東京大学出 鄭若曾については、藤田元春「明人の日本地理」(『日支交通の研究』
- **善之助・後藤秀穂・小葉田淳・田中健夫氏らの見解については、拙稿** 「明代海防体制の形成について」(前掲)の補注12(一八一一二頁)で なお、本書の巻二に登載された日本の朝貢記事の信憑性をめぐる辻

言及したので参照されたい。

⑥ 海防活動とその実態については、拙稿「明代海防体制の運営構造」

$\overline{\mathcal{H}}$

本に述べた推論に一定の蓋然性があるとすれば、この一四一八右に述べた推論に一定の蓋然性があるとすれば、この一四一八年における倭寇の大侵攻においては、相当数の、倭寇に拉致されま間に対して直ちに想起されるのが、麹祥と観音保のケースである。この二人も倭寇による被虜人であることについては、『正徳金秋山謙蔵氏によって紹介された。 まず麹祥については、『正徳金秋山謙蔵氏によって紹介された。 まず麹祥については、『正徳金秋山謙蔵氏によって紹介された。 まず麹祥については、『正徳金秋山謙蔵氏によって紹介された。まず麹祥については、『正徳金秋山謙蔵氏によって紹介された。まず麹祥については、『正徳金秋山謙蔵氏によって紹介された。まず麹祥については、『正徳金秋山謙蔵氏によって紹介された。まず麹祥については、『正徳金秋山謙成氏によって紹介された。

記書という目という。記書という目という。記書という目という。記書を記書を記書を言え、その後宣徳年間にはられた麴祥なる者が、その買主に愛せられて、その座右にはられた麴祥なる者が、その買主に愛せられ、更に日本に売却をいる。

慶侯仇成などの手によって創設された、海防体制を担う、いわゆ衛は、南直隷の松江府にあって、洪武十九年(一三八六年)に安と述べられている。秋山氏が依拠された『正徳金山衛志』の金山至り、使船に便乗して帰国している。

大学人文科学研究所にそれぞれ所蔵されている。 ②
大学人文科学研究所にそれぞれ所蔵されている。

証の必要上引用すると、つぎのごとくである。 孝行に収録されている。秋山氏は史料を引用されていないが、論六巻本であるが、秋山氏の依拠された麹祥の伝は、その下志巻二、さて、本衛志は、上志・下志それぞれ三巻ずつよりなっている

則耳陰有赤痣。驗之信、然持抱慟哭踰時悲動、隣里咸嘆、異 仍給駅暫詣金山。 賜帰省侍。上柔遠方隆、不欲遽留之、遺令還国。詔論蕃王、 死生路梗、 子与使臣列抵京、上疏陳情言、臣夙昔遭虜、 中国人、召見之、悦留左右、改名元贵、因得力学着名、遂為 戊戌值倭寇、被廚以去、時年十四、久之転商日本、 麴祥、字景福、其先永平人、永楽初、侍父百戸亮、 土官、畜妻子。然乃心未一日忘家国也。 流離困頓、艱虞万状、生還中国、夫豈由人、伏乞 乃知父昔陣亡、 惟母存耳。 母曰、 抱釁骨肉痛心、 其主聞 調任金山

允之、仍遣入貢、乙卯達京師、復申前請。詔許襲職帰養。祥以為再生、未幾重違。王命別去、祥至日本、啓以聖論。蕃王

母子相失幾二十載

永平(北直隸)の出身であった麹祥は、永楽の初め、衛所の百永平(北直隸)の出身であった麹花については、 一の職にあった父の麹亮が金山衛に転任したので、それに従って、金山衛に来、戊戌の年即ち一四一八年(日本応永二十五年・明永年)にはなにも言及されていないが、それは、その拠りどころとされた。のであった。麹祥がなぜ倭寇に掠奪されたのかについて、秋山氏はなにも言及されていないが、それは、その拠りどころとされた。正徳金山衛志』に直接的な記述が欠けるからであるが、しかしこの麹祥伝を補完する好個の史料が、清・乾隆一七年修の『金山県志』の中に見いだしうる。本書巻三、職官二、金山衛の項の、山県志』の中に見いだしうる。本書巻三、職官二、金山衛の項の、金山衛左所百戸の名の中に、麹亮父子の名が見られ、それにいず金山衛左所百戸の名の中に、麹亮父子の名が見られ、それにいずれも双行の説明が付されてあり、麹亮については、

永平人、率軍駒海寇陣亡。

とあり、麹祥については、

亮子、従亮駠寇、被廚至日本、帰襲職。

ことが知られ、麴祥が捕虜となった年次は、一四一八年であったこと、そのとき父の方は陣亡し、子供の方は倭寇の捕虜となったとあるのである。これによって、麴祥が父麹亮に従って出軍した

たのであろうか。これを解き明かすためには、麹祥のこの時の地それでは、なぜ十四歳の麹祥は、倭寇が侵攻してきた時出軍しから、父の陣亡の年次も、同年の事であったことが判明する。

位について考察する必要があろう。父の麹苑が百戸であったとい

である。 © か。「調任」とは転任のことであり、百戸である父の麴亮が某衛か 売に侍して、 しくない訳であるが、 麹祥も舎人であったからこそ、「父の百戸 三歳程度の低年齢の舎人もいれば、三十歳の壮年の舎人もいたの らないのである。 **姪というように、極めて限定されたものとして解釈しなければな** 嫡出のものがいなければ庶出のもの、それもいなければ弟・堂弟・ 嫡長男、もし嫡長男がいなければ嫡長孫・嫡次男の嫡出のもの、 釈されて来たが、実際は衛所の武職を継ぐべき人は、基本的には の子弟」とか「軍官の子孫」といったような曖昧なものとして解 人が決められていたのである。したがって、従来、舎人は「将校 所制度を維持して行くために、 所の武職を継ぐべき人である。 麹祥はこのとき舎人であった可能性が甚だ大きい。舎人とは、衛 うことは、麹祥の家が軍戸であったことを意味するが、とすると したがって、十四歳ですでに舎人であっても少しもおか 金山に調任さる」と表現されているのではなかろう 勿論、年齢的にもいろいろとバラツキがあり、 必ず現任衛所官のあとを継ぐべき 衛所官は世襲制であったので、

堂弟 麹亮 建前としては、倭寇の捕虜となった麹祥が戻ってくるまでの一 とが知られる。 ではない。 祥が帰国し襲職した宣徳乙卯すなわち同十年(一四三五年)まで であるが、父の麹亮が陣亡した永楽十六年(一四一八年)から麹 中国に帰国した後、百戸を襲職したことについては前述した通り 麹祥が襲職したのは、 死亡したため、舎人が衛所官職を継いだのを『襲』といったが、® で衛所官職を舎人に譲らざるをえないのを『替』といい、一方、 か疾(病気)かによって行われたが、生存しているが老・疾など 衛所官と舎人との間における交代は、 帰国したとき、 百戸の襲替がなされているのは、 の二十年近い年月、麹氏の百戸は空席であったかというと、そう それが生まれるまでの臨時的措置であったが、麴氏の場合は、 **『職』制によるものであり、本来後を継ぐべき嫡出の子がいな** →麹賢 (父方の従兄弟) であった。 前引『乾隆金山県志』巻三、職官二によると、 →麹礼 麹賢は麹亮の弟、 金山衛の百戸の職を「襲職」したのである。 父麹亮が陣亡したからであった。日本から →麹信---→麹祥の順に承継されて来たこ このような続柄のものによって、 まさしく衛所官の世襲制度の 麹礼は麹賢の弟、 故(死没)か年老(六十歳) 麹信は麹祥の 百戸は 現任 舑

替であったことを意味するのではなかろうか。

ていったことが、 戻ってきた百戸の職は、 う余地もないのである。本来百戸の職を継ぐべきであった麹祥に 以前は、父麹亮の百戸の後を継ぐべき舎人であったことは全く疑 祥に"退還"したのである。このような衛所官の世襲制度にもと もあるべき麹祥が、父の百戸を継いだ訳であり、 奇跡的な帰国の後、 的措置としての『借職』であったわけである。そのため、 の続柄の記載はない。 づく、麹祥の百戸の襲職を踏まえると、麹祥が倭寇の捕虜になる に"還与"され、その時点で借職していた麹信は、 前掲『乾隆金山県志』によって知られるが、そ 本来麹売の子として、その承継の優先権の最 続柄の記載欠如は、借職ではない本来の襲 麹祥の後は麹真─→麹綱の順に襲替され 百戸の職がかれ 百戸の職を麹 麹祥の

とを意味している。

ら金山衛に移衛したために、麹祥も金山衛つきの舎人になったこ

であるからこそ、麹祥が二十数年後に中国に

孫が十五歳と決められていた。したがって、旧官・新官の子孫そうが、そのしかるべき年齢に達するまで、実務は免除されて、継とき、そのような幼子がその職務をまっとうできるわけがない。とき、そのような幼子がその職務をまっとうできるわけがない。とうが、そのしかるべき年齢に達するまで、実務は免除されて、継続が、そのしかるべき年齢とは、旧官の子孫が十四歳、新官の子孫で、このとき麴祥は十四歳であったというが、舎人がもし三さて、このとき麴祥は十四歳であったというが、舎人がもし三さて、このとき麴祥は十四歳であったというが、舎人がもし三さて、このとき麴祥は十四歳であったというが、舎人がもし三さて、このとき麴祥は十四歳であったというが、舎人がもし三さて、

れぞれの襲職の年齢も、

前者が十五歳、後者は十六歳と言うこと

て、 旧官の子孫であるならば、 昇進の対象となるが、 強制的かは判断し得ないが、倭寇防衛への参加は十分あり得るも 齢は右に述べたような意味合いをもつものであるので、 あるとしても、 は らない年齢でもあったのである。 なりや本人に至るまでのその家の武歴を調べ、さらにその舎人が わち保証・推薦し、本人が兵部に出頭し、兵部は本人自身の人と た訳ではない。当該舎人に関して、その所属衛が保送・保勘すな なったからといって、無条件に舎人は衛所官職を継ぐことができ ければならないことになっていたのである。 としての衛所官職を継ぐ段になると、自分自身の戦功によって、 舎人の地位でありながら、 のとして考えられるのである。 いう年齢は、 それに合格することが必要であった。したがって、十四歳と ® 父の麹亮が健在であったから、まだ単に舎人であっただけで そのような、 通常ならすでに武芸を一通り習得していなければな 一四一八年の倭寇侵攻の際には、十四歳という年 舎人でありながらも、 その後、 戦いに参加した事例は枚挙にいとまな その上に、「比試」という試験をうけ 『襲』にしろ『替』にしろ、 実際、「舎人報功」と称せられて 麹祥は、倭寇の捕虜となる以前 戦功をあげると、やはり しかし、その年齢に 自主的 祖職

ぐに対応策として、厳重な備えをなすようにと、山東の縁海衛所以上のような舎人の存在形態を勘案すれば、倭寇の大侵攻という事態の発生において、舎人の動員が全くなされなかったとは考う事態の発生において、舎人の動員が全くなされなかったとは考う事態の発生において、舎人の動員が全くなされなかったとは考う事態の発生において、舎人の動員が全くなされたのであった。つまり「舎人報功」によって得た武職は開除されたのであった。

ば

優給の最終年齢であり、次年からは実際に衛所官職を継がな

になる訳であるが、 ®

十四歳という年齢は、

旧官の子孫であるなら

に勅を下している。この勅の中で注目すべきことは

機的状況の中で十四歳の舎人が動員されたとしても何ら不思議な に であるかを雄弁に物語っているし、その前車の轍を踏まないため 年の倭寇侵攻がいかに大規模で、 どの反応を示して、対応策を講じていることは、 とである。 ことではないであろう。 攻が、このような反応を惹起する事件であったとすれば、 としたものと思われるのである。前年一四一八年における倭寇侵 贖罪と引き換えに囚人まで動員して、 永楽帝が、単なる倭船の海上往来に対して、異常なほ 麹祥は、 かつ明側に大損害を与えたもの 決して座したまま捕虜になった 防衛線を強固にしよう 逆に言えば、 その危 前

をめぐって」の中でも

る。ともあれ、一四一八年の倭寇侵攻において、父は倭寇との戦のではなく、戦闘に参加して、不運にも倭寇に拉致されたのであ

生んだのであった。 いで討ち死にし、子は倭寇に拉致されて日本に転売という悲劇を

第八号)の中で、
まが、関音保のケースを見てみよう。観音保について、秋山のぎに、観音保のケースを見てみよう。観音保について、秋山のぎに、観音保のケースを見てみよう。観音保について、秋山のぎに、観音保のケースを見てみよう。観音保について、秋山

文安四年五月、

博多の商人宗金に随つて入鮮した支那人観音

の念から、宗金の来鮮に伴ひ、帰国を志したものであり、(三寇」に捕へられ、博多(花加島)に約三十年も居た後、望郷保は、もと金山衛に住んでいたのであるが、十四才の時「倭

ては、

一年に発表された関周一氏の前掲論文「倭寇による被虜人の性格の中でも、ほぼ同様の趣旨の記述がなされている。また、一九九

とのべ、またその翌年に発表された前掲の「謡曲『唐船』と倭寇」

九頁

られ、花加島(博多)に三十余年抑留されたという。(十三た観音保は、金山衛の人であったが、十四歳の時倭寇に捕え世宗二十九(一四四七)年、博多商人宗金に従い、朝鮮に来

录』を1、1、11号11、LHIFFで)を2、と述べられている。この観音保についての記述は、『朝鮮世宗実と述べられている。この観音保についての記述は、『朝鮮世宗実

頁

礼曹啓、宗金帯来唐人観音保言、本住金山衛、年十四、録』巻一一六、世宗二十九年五月丙辰の条の、

被擄

に読めば、確かに秋山氏や関氏の記述の通りであろう。しかし、とあるのに依拠したものである。この『世宗実録』の記事を素直到花加島、留三十余年、思恋郷土、墾告宗金随来。

るのである。観音保の素性や倭寇の捕虜となった背景などについを考えると、単にこれだけではない観音保の別な顔も浮かんでく観音保が金山衛に居たことの意味や十四歳という年齢のもつ意味

前引『乾隆金山県志』には、観音保の名は見いだせない。尤も本

前述の麴祥のケースを参照すれば、十分であろう。

下であったか、あるいは観音保は通称で、本来の姓名は別であっ書の職官に見えるのは百戸以上であるから、観音保の家が百戸以

たかのいずれかに起因するものと思われる。

それでは、

観音保が捕虜となったのは、

いつのことであろうか。

寺点で、尊多こ三十余手留まっていたというから、逆章すれば、観音保自身の告白によれば、李朝世宗二十九年(一四四七年)の

一四一七年前後のことになる。先にも述べたように、この前後で時点で、博多に三十余年留まっていたというから、逆算すれば、

金山衛に対する大侵攻があったのは、

一四一八年のことであった。

111 (441)

考えられ、一本の線に繋がる可能性が高いといわざるをえないのとすれば、観音保が倭寇に拉致されたのは、対馬にいた被虜唐僧 において不幸にも捕虜となったのが、同じ一四一八年のことであったからが倭寇の捕虜となったのが、同じ一四一八年のことであったからに捕虜となり、あるものは対馬に、あるものは博多でというように捕虜となり、あるものは対馬に、あるものは博多でというように対策となり、あるものは対馬に、あるものは対多でというように対域と同年のに対域と同年のとすれば、観音保が倭寇に拉致されたのは、麹祥の拉致と同年の考えられ、一本の線に繋がる可能性が高いといわざるをえないの考えられ、一本の線に繋がる可能性が高いといわざるをえないの考えられ、一本の線に繋がる可能性が高いといわざるをえないの考えられ、一本の線に繋がる可能性が高いといわざるをえないの

秋山氏、前揭論文、六二頁

である

- 》 拙稿「明代海防体制の形成について」(前掲) 一七五頁。
- 国典籍研究』国書刊行会、一九七八年に収録)を参照されたい。 拙稿「衛志考」(『軍事史学』第九巻第二号、一九七三年、のち拙著『中御『正徳金山衛志』の編纂事情・内容・刊刻などの問題については、
- ④ 清水泰次「明代軍屯の崩壊」(『史観』第五号、一九三三年、のち同④ 清水泰次「明代軍屯の崩壊」(『中央研究院歴史語言研究所集智記』北京、生活読書新知三聯書店、一九五六年に再録)、解毓才「明代衛所制度興衰考」(『説文月刊』二一九~十二、一九四〇、四一年、のち包遵彰主編『明史論著四・明代政治』台北、学生書局、民国五七年に再録)、陳文石「明代衛所的軍」(『中央研究院歴史語言研究所集中、のち包遵彰主編『明史論著四・明代政治』第五号、一九三三年、のち同氏『読史智法》(『中観』第四八本第二分冊、一九七七年)など参照。

央大学文学部紀要』史学科第三一号、一九八六年)。 拙稿「明代衛所の舎人について―「衛選簿」の分析を通して―」(『中

3

- 拙稿「明代衛所官の借職と世襲制度」(前掲)五四頁。
- 拙稿「明代衛所官の借職と世襲制度」(前掲)参照。

7 6

- ② 新官・旧官の区別は永楽帝が創出したもので、新官とは、洪武三二号、 と三五年の奉天征討つまり靖難の役において燕王麾下として参戦し、 および永楽元年以降功をえたものをさす、という区別がなされた。こ うした区別による、舎人の優給終了年齢・襲職年齢に対する処遇の相 うした区別による、舎人の優給終了年齢・襲職年齢に対する処遇の相 うした区別による、舎人の優給終了年齢・襲職年齢に対する処遇の相 が立たでは、拙稿「明代衛所の新官とその子孫について―とくに優 選措置の施行をめぐって―」(『中央大学文学部紀要』史学科第三三号、 地域の施行をめぐって―」(『中央大学文学部紀要』史学科第三三号、 地域の施行をめぐって―」(『中央大学文学部紀要』史学科第三三号、 地域の施行をめぐって―」(『中央大学文学部紀要』史学科第三三号、 地域の施行をめぐって―」(『中央大学文学部紀要』史学科第三三号、 地域の施行をめぐって―」(『中央大学文学部紀要』史学科第三三号、 地域の施行をめぐって―」(『中央大学文学部紀要』史学科第三三号、
- での子孫について」(前掲)。 拙稿「明代衛所官の借職と世襲制度」(前掲)、「明代衛所の新官と
- ⑩ 拙稿「明代衛所の舎人について」(前掲)。
- ① 同才

六

えて、この三人の素性・倭窓の捕虜となった状況などを推察した。に目新しいことではない。ただ、本稿では、それぞれの些細な伝に目新しいことではない。ただ、本稿では、それぞれの些細な伝に目新しいことではない。ただ、本稿では、それぞれの些細な伝いの紹介以来、とみに人口に膾炙したことであり、現在では別山氏の紹介以来、とみに人口に膾炙したことであり、現在では別山氏の紹介以来、とみに人口に膾炙した。

となったのは、単に一般住民だけのように考えられているが、捕® **虜という点では、それだけでなく、軍官も当然含まれることにな** 時に捕虜となったものと推測した。これまで、倭寇の掠奪の対象

を明らかにするとともに、この三人は、それぞれ別個に捕虜とな ったのではなく、一四一八年における倭寇の大侵攻において、 同 例といえよう。 1

それによって、従来、言及されることのなかった来歴などの側面

なる危険性は甚だ高かったのであり、先の三人は、その好個の事 衛の衛所官軍は、直接の戦闘要員であっただけに、倭寇の捕虜に るであろう。とりわけ、海防活動を主任務とする、いわゆる沿海

例えば、秋山謙蔵「謡曲『唐船』と「倭寇」」(前掲)六〇頁。 (中央大学文学部教授